

静岡県告示第372号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項の規定により、県と包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面を次のとおり閲覧に供する。

平成31年4月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 閲覧期間 平成31年4月16日から平成32年3月31日まで（静岡県の休日を定める条例（平成元年静岡県条例第8号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 2 閲覧時間 午前9時～午後5時
- 3 閲覧場所 経営管理部行政経営局人事課（県庁東館6階）